



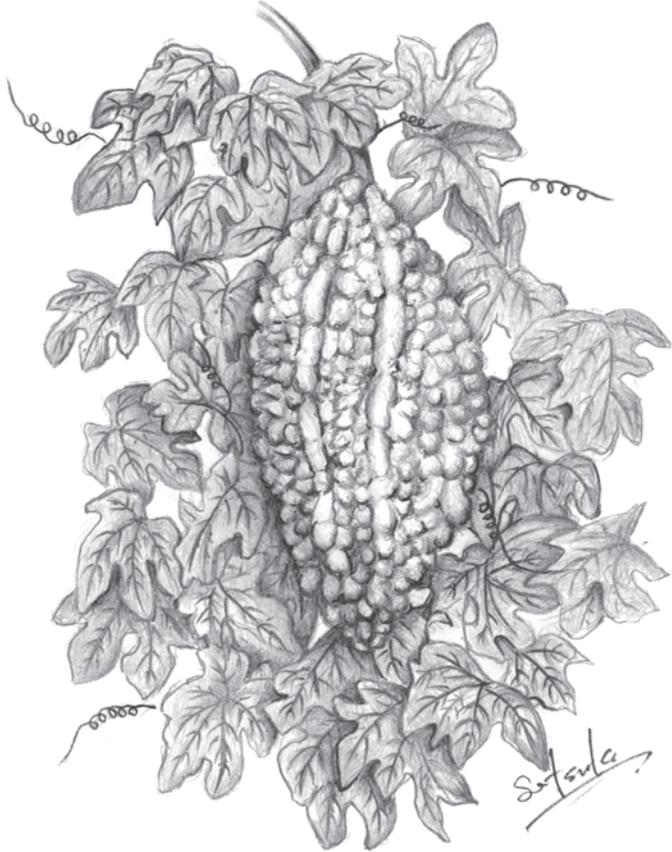
この印刷物は、環境に配慮された
原材料を使用し、リサイクルを考
慮して製作されています。

おもり

法人ニュース
— Vol.6 2019.7・8・9 —

葉月号

えんぴつ画「季節のやさしい」



(作者・京浜容器株) 内海節子氏)

■ 顔 ■
株式会社エヌエフエー 代表取締役 **大崎 玄長** ②

大森税務署人事異動④ タックス・インフォメーション⑤
平成31年度 税制改正大綱⑥ 第九回通常総会⑧ ひろば⑩
税制改正要望アンケート⑫ 広島西南法人会／日本政策金融公庫から
お出かけください／ジャスト・ワン・ワード⑭ ダイアリー⑮



よき経営者をめざすものの団体
公益社団法人 **大森法人会**

<http://www.tohoren.or.jp/oomori/>

ゴーヤ 苦瓜(ウリ科ツルレイシ属／原産東インド) 英名Bitter melon
ゴーヤという呼び名は沖縄の方言で、正式名称は「ニガウリ
(苦瓜)」と言います。日本へは16世紀頃に中国から伝来しました。
全国に普及したのは1990年代頃、沖縄料理のブームが後押しし、
夏の人気の野菜になりました。(文・衛エヌ・フォーラム 中西 亮)

人に顔あり、街にも顔あり

顔

今号の顔は何を語るか

163

地域の人事部として、大田区の企業さんの要望に応えていきたい

株式会社エヌエフエー 代表取締役 大崎 玄長

も倒産したりして、かなり落ち込んでいたこともありまして。

仕事がいまいかないと、自分

分は世の中の役に立たない人間なんだよね、など悲観的になっ

たりします。そんな時、こんな仕事がありますけどいかがですか？と案内を受けたのが、

いわゆる派遣のお仕事です。

実際に登録して仕事をすればお金(お給料)をいただけました。つい先日までは、自分

分は世の中に必要とされていない人間と悲観的だったのに、この展開の速さに驚きを感じた

と同時に「これはありがたい仕組みだな」と感じるものがありました。

20代後半から起業したいと

考えていました。当初は漠然と自分の資格と経験を生かした

コンサルタント業での拡大を想定していたのですが、そ

のことがきっかけで人材派遣

にも興味を持ち、いろいろと調べるようになりました。

社名は「エヌエフエー」。

経営理念である This Company is Needs for You の「Needs

for You」の頭文字からなのですが、You の「Y」が

「エヌエフワイ？」とどうもしっくりこない。「そうだ、

You を『あなた』にすればいい」と思いついて「エヌエフ

エー」という社名にしました。

創業直後から今でも、お給料日には複数名の派遣社員

の方から「お給料ありがとうございます」とお礼の連絡が

きます。また派遣先さまからも「いい人ありがとうござ

います」と連絡がきます。双方から感謝の言葉をいただける！こんなにすばらしい仕事

がまだあったなんて、と思います。

人材派遣そのものに対するイメージはだいたい良く、なってきたとは思いますが、まだまだ不安定雇用を助長するかのようになってしまっているようにも感じます。

派遣社員は派遣会社にとって大事な資産です。なので派遣社員の安定雇用、成長促進を心がけています。許認可産業でもあるので、ある意味普通の企業よりも厳格に労働法を守っています。実際は逆です。

最近は大企業からも「終身雇用は無理」という話も出てき

地域の人事部になることをコンセプトに



▲あなたにとって必要な会社

お客様と働く人の双方から
ありがとうと言われる仕事

私が会社を立ち上げたのは平成18年、33歳の時でした。学校を卒業し経営コンサルティング会社を経て、独立の中小企業診断士として仕事をしてい

池上駅からほど近いところに本店を構える人材派遣会社「株式会社エヌエフエー」33歳で創業した代表取締役の大崎玄長(おおさき・もとなが)さん(46歳)は、「大田区に特化した人材派遣会社」として成長し地域に貢献したいと意欲を語ります。

円になったりした時代、仕事もなかなかうまくいかず、取引先

ています。また、政府が推進している働き方改革も2020年4月から本格化します。

企業が採用や労働環境などの大きな変化に対応をしていかなければならないこれからの時代、人材派遣の必要性はますます大きくなっていくでしょう。

当社は、地域の人事部にすることをコンセプトにしています。とにかく大田区内の企業さんの要望には応えようがんばっています。

もし派遣という業種がなかったら、各企業は独自で人材を確保しなければなりません。大変です。なかなか確保できません。そんな悩みを解決するのも人材派遣業です。

笑顔で出勤するのち
仕事のうち

悲しいかな正直、私の趣味は仕事です。ですが、独身時代、合コンでそう言うのと、参加者全員ドン引きでした(笑)。「趣味は何ですか?」の質問への答えを用意しないと合コンに参加できない、そこで二番目に好きだつ

た温泉を研究しました。今では「温泉ソムリエ」も持っています。

あとは本を読むのも好きです。子ども頃は戦国時代とか源平の合戦などの軍記物が好きでしたが、大人になると古墳時代や平安時代などマニアックな時代も好きになりました。外国の歴史や現代史も好きですね。さらにはSFとか近未来の話も好きです。

たまには妻とも映画館に行きます。2人で温泉に出かけるときもあります。妻も普通に働いているので、平日はお互い朝も早く夜も遅い。土日も仕事をしていたりします。なので一緒に住んでい

るのになかなか会えず、一緒に食事ができることも少ないです。せめて結婚記念日は一緒に、とのことで、そのタイミングで映画や温泉に行ったりします。

当社には約1万5000人が登録し、常時5000人は

どが働いています。1000人超えると毎日誰かがどこかで何かを起こす。本人にとつては年に1回でも、会社にとつては毎日5回何かが起きてる形になりますね(笑)。

「顔」という言葉で思いつくのは、笑顔ですね。私は常に笑顔を心がけています。何があっても笑顔で出勤するのも仕事のうちです。

仕事柄としては、面接の時に、相手の「顔」を見た瞬間に採用、不採用が決められます。ごく稀に違うこともありますよ。1万人を見てきた人



プロフィール

大崎 玄長(おおさき もとなが)
趣味 温泉・銭湯(温泉ソムリエ、銭湯検定4級) 会食・懇親会・極楽ごっこ
特技 雇用問題/働き方改革の調査研究(オタク級の専門家)

- 1973年 大阪府生まれ
- 1996年 中央大学法学部卒業
- 1996年 経営コンサルティング会社 (株)日本エル・シー・イー入社
- 2000年 経済産業大臣登録 中小企業診断士資格を取得
- 2006年 東京都大田区にて人材派遣会社 (株)エヌエフイーを設立
- 2010年 厚生労働大臣認定 社会保険労務士有資格者
- 2011年 公益社団法人大森法人会入会。源泉部に所属
- 2017年 国土交通大臣認定 宅地建物取引士試験合格者

株式会社エヌエフイー <https://www.nfa-g.com>
東京都大田区池上 7-10-7 TEL 03-5747-5880(代表)

事の目です。その目も生かしながら、大田区に特化した派遣会社として地域の役に立っていきたいと思っています。

(インタビュー)
岡本 勝一 石井 幸恵
保坂 浩一 安野 貞治郎

須貝 明司
6月26日(株)エヌエフイーにて



大森税務署人事異動

人事異動により署幹部の顔ぶれが変わりました。ご紹介いたします。(7月10日発令 敬称略)



署長
谷口 哲也 (新任)
たにぐち てつや



法人担当 副署長
今村 宏嗣 (新任)
いまむら ひろし



総務担当 副署長
木村 善之
きむら よしゆき



特別調査官(法人)
菊池 文敏 (新任)
きくち ふみとし



総務課長
和田 浩枝
わだ ひろえ



特別調査官(法人)
岩下 誠
いわした まこと



法人課税第1部門 統括官
上根 良庸 (新任)
かみね よしのぶ



法人課税第2部門 統括官
関矢 範子 (新任)
せきや のりこ



法人課税第3部門 統括官
上野 宏毅 (新任)
うえの ひろき



法人課税第4部門 統括官
芦澤 憲生 (新任)
あしざわ のりお



法人課税第5部門 統括官
佐藤 光彦
さとう みつひこ



連絡調整官(法人)
本間 健一 (新任)
ほんま けんいち



審理担当上席
中野 奈保子
なかの なおこ



審理担当官
萩原 綾香 (新任)
はぎわら あやか



**消費税軽減税率電話相談センター
(軽減コールセンター)の利用案内**

0120-205-553

【受付時間】9:00～17:00 (土日祝除く。)

※これまでのナビダイヤル「0570-030-456」(通話料がかかります。)も利用いただけます。

消費税の軽減税率制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。
音声ガイダンスに沿ってお知りになりたい内容の番号を選択してください。

<p>軽減税率が適用 される品目が 知りたい方 →「1」</p>	<p>帳簿・請求書など の書き方が 知りたい方 →「2」</p>	<p>その他軽減税率制度 について 知りたい方 →「3」</p>
--	--	--

- IP電話等で上記フリーダイヤル、ナビダイヤルにつながらない場合は、最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「3」を選択いただいても、軽減コールセンターにつながります(通信料がかかります。)
- 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談)を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。ご予約の際は、最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

軽減税率制度に関する情報については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

税金クイズ

次の問題に番号で答えてください。あなたの税知識は？



A

中小法人の法人税率で、年間八百万円以下の所得に対する軽減税率は？

- ① 二十・二％
- ② 十五％

B

カレンダーや手帳等多数の者への宣伝を意図して交付する少額物品については、交際費等に該当するか？

- ① 該当する
- ② 該当しない

C

人の居住用の家屋を二十日間貸付けた場合、消費税の課税取引に該当するか？

- ① 該当する
- ② 該当しない

D

定期購読契約に基づき週二回以上発行される新聞は、消費税の軽減税率の対象品目の対象となるか？

- ① 対象となる
- ② 対象とならない

※答えは右ページに

平成31年度 税制改正大綱

中小企業に対する軽減税率・ 投資促進税制が2年間延長！

政府は、平成30年12月21日に平成31年度税制改正大綱を閣議決定しました。
法人会が提言していた、中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、消費税率の引上げに対しては、消費税率引上げ後の需要減に配慮した内容も含まれています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■研究開発費税制の見直し

試験研究費の総額に係る税額控除について、次のように税額控除率を見直し、一定のベンチャー企業の控除税額の上限は当期の法人税の25%から40%に引き上げられます。
〈増減試験研究費割合8%超〉
9:9%+(増減試験研究費割合-8%)×0.3
〈増減試験研究費割合8%以下〉
9:9%-8%(増減試験研究費割合)×0.175
その他控除税額の上限の乗せ、中小企業技術基盤強化税制・特別試験研究費の額に係る税額控除制度などについても、一部見直しが行われます。

■中堅・中小企業向け特例

・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、2年間延長されます。
・中小企業投資促進税制について、2年間延長されます。
・中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、対象

となる設備の見直しを行った上で、2年間延長されます。

・特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、認定支援機関の確認を受けることを適用要件に加えて、2年間延長します。

・地域経済けん引事業の促進区域内で特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、2年間延長します。

・青色申告書を提出する中小企業者で、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る特定事業継続力強化設備等を取得し事業に供した場合に、20%の特別償却が認められます。
・法人税関係の中小企業向けの措置法におけるみなし大企業の範囲について、見直しが行われます。

■事業税率の見直し

平成31年10月以降、事業税の税率を引き下げ、特別法人事業税を創設します。資本金1億円以下の普通法人年800万円超の所得に対し、事業税7%・特別法人事業税は2:5:9%（改正前は事業税9%）に変更されますが、全体の税負担としては大きな影響はありません。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税の特例の創設

現在10年間利用できる住宅ローン減税が、平成31年10月5日平成32年12月までに消費税率10%で住宅を取得した場合、11・13年目の3年間で住宅価格の2%相当の税額控除を受けられる特例が創設されます。平成31年10月以降、消費税率引上げ分を、税額控除が受けられる仕組みとなっています。

■老人ホームに入っている場合でも空き家の3000万円控除が利用可能

空き家に係る3000万円控除について、被相続人が要介護認定を受けて老人ホーム等へ入所していた場合などに利用できることとなります。

■転勤などで一時出国の場合にNISA口座の継続

NISA口座を開設している居住者が、転勤などで一時的に居住者に該当しないこととなる場合でも、所定の手続きをすることで最大5年間NISA口座について居住者に該当するとして利用することが可能となります。

■ふるさと納税の寄付先の指定化

ふるさと納税について、募集が適正であること、返礼割合が3割以下で返礼品を地場産品にしていくなどのルールを守っている自治体を総務大臣が指定して、指定を受けた自治体への寄付金のみがふるさと納税の対象とされます。平成31年6月以降の寄付から適用されます。

■シングルマザー等に対する個人住民税の非課税制度

児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母で、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死が不明の場合に、前年の合計所得金額が135

万円以下であれば、住民税が非課税とされます。平成33年度以後の住民税から適用されます。

相続税・贈与税関係

■個人事業者に対する事業承継税制の創設

経営承継円滑化法による認定を受けた相続人が平成31年から平成40年までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し事業を継続する場合、特定事業用資産に対応する相続税については10割の納税猶予を受けることができます。

経営承継円滑化法による認定を受けた受贈者が平成31年から平成40年までに、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、贈与により取得した特定事業用資産に対応する贈与税について納税猶予を受けることができます。

■事業用小規模宅地を利用した相続回避の防止

小規模宅地の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業用の供された宅地等が除外されます。平成31年4月以後の相続から適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については適用されません。これは、特定事業用宅地が8割引きの評価を受けることを利用した相続回避を防止するためです。そのため、当該宅地の上で事業に要されている減価償却資産の価額が宅地の価額の15%以上である場合は、規制の対象とされません。

■教育資金贈与に関する改正

教育資金について、次の改正をして2年間延長することとしました。

①平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、適用されません。

②受贈者が23歳に達した以降は、教育資金の範囲から、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設利用料が除外されます。

③贈与者が死亡の前3年以内に教育資金贈与をした場合で、受贈者が23歳未満である場合は、相続又は遺贈により取得したものとなし、相続税の計算に組み込まれます。また、従来は30歳で打ち切りでしたが、受贈者が学校等に在学している場合などは40歳まで教育資金管理契約が延長されます。

■結婚・子育て資金贈与に関する改正

平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、適用がなくなります。本制度は2年間延長されることになりました。

■事業承継税制の改正

やむを得ない事情により資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合に、その該当した日から6月以内に解消できれば納税猶予を継続できます。

消費税関係

■輸出品販売場についての見直し

輸出品販売場の許可を受けている事業者が、7月内の期間を定めた臨時販売場を設置しようとする場合、前日までに届出をすること、臨時販売場が輸出品販売場とみなされます。平成31年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等から適用され、手続委託型輸出品販売場許可申請書に、委託先の承認通知書の写しが不要となります。

■金地金等の密輸に対する改正

密輸品と知りながら行った課税入れについて、仕入れ税額控除制度の適用が認められなくなります。平成31年4月1日以後の課税仕入れから適用されます。

金又は白金の地金の課税仕入れについて、本人確認書類の写しの保存を、仕入税額控除の要件とします。平成31年10月1日以降の課税仕入れから適用されます。

その他

■消費税率引上げに合わせた自動車に関する税率の整備

平成31年10月から平成32年9月まで取得した自家用乗用車の環境性能割は、税率が1%軽減されます。

・自家用自動車に係る種別割は、平成31年10月以後に新車新規登録を受けたものについて、引き下げられます。

■民法における成年年齢引き下げへの影響

民法改正において、税法上の未成年を20歳未満から18歳未満に引き下げます。民法に合わせて平成34年4月1日以後の判定で利用されます。相続税の未成年控除、未成年のNISA口座、住民税の非課税などの取扱いに影響します。

☆記事内容についてのお問合せは…

T S K 税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL 03-53363-5958

FAX 03-53363-5449

HP <http://www.tsk-office.jp/>

東京法人会連合会

公益社団法人 大森法人会 第九回通常総会を開催

令和元年6月6日(木)午後5時より通常総会が開催されました。

森川総務組織委員が司会を担当。定足数の報告、議事録署名人が選任された後、令和元年度事業計画並びに収支予算の概要が報告されました。

次いで、第一号議案の平成30年度事業報告並びに財務諸表承認の件、第二号議案の任期満了に伴う役員改選の件について審議が行われ、全ての議案が滞りなく承認されました。

なお、総会資料については、全会員宛てに事前に送付させて頂いておりますので、ここでは貸借対照表・正味財産増減計算書のみを掲載させていただきます。

貸借対照表

公益社団法人 大森法人会

平成31年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,814,323	1,505,959	308,364
未収会費	502,800	646,800	△ 144,000
前払金	-	-	-
立替金	-	-	-
定期預金	3,000,000	3,000,000	-
流動資産合計	5,317,123	5,152,759	164,364
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
会館修繕引当資産積立金	13,500,000	13,500,000	-
特定資産合計	13,500,000	13,500,000	-
(2) その他固定資産			
建物附属設備	1,799,737	2,632,660	△ 832,923
什器備品	1	1	-
土地	31,053,315	31,053,315	-
出資金	110,000	110,000	-
その他固定資産合計	32,963,053	33,795,976	△ 832,923
固定資産合計	46,463,053	47,295,976	△ 832,923
資産合計	51,780,176	52,448,735	△ 668,559
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	-	447,180	△ 447,180
前受金	-	-	-
預り金	478,996	501,581	△ 22,585
仮受金	-	-	-
流動負債合計	478,996	948,761	△ 469,765
負債合計	478,996	948,761	△ 469,765
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産			
(1) 代替基金	-	-	-
(2) その他一般正味財産	51,301,180	51,499,974	△ 198,794
一般正味財産合計	51,301,180	51,499,974	△ 198,794
(うち特定資産への充当額)	(13,500,000)	(13,500,000)	-
正味財産合計	51,301,180	51,499,974	△ 198,794
負債及び正味財産合計	51,780,176	52,448,735	△ 668,559

正味財産増減計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

公益社団法人 大森法人会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
i. 経常増減の部			
(i) 経常収益			
1. 特定資産運用益	1,441	1,441	-
(1) 特定資産受取利息	1,441	1,441	-
2. 受取会費	31,780,000	32,637,200	△ 857,200
(1) 正会員受取会費	31,435,000	32,343,200	△ 908,200
(2) 特別会員受取会費	345,000	294,000	51,000
4. 事業収益	164,526	280,916	△ 116,390
(1) 簡易保険取扱事業収益	164,526	280,916	△ 116,390
5. 受取補助金等	15,755,808	15,601,788	154,020
(1) 全法連助成金	13,943,480	13,864,400	79,080
(2) 東法連等補助金	1,812,328	1,737,388	74,940
6. 受取負担金	8,441,414	11,428,628	△ 2,987,214
(1) 受取負担金	4,172,486	5,145,396	△ 972,910
(2) 青年部会活動維持負担金	2,317,262	1,923,666	393,596
(3) 女性部会活動維持負担金	1,048,333	3,442,898	△ 2,394,565
(4) 源泉部会活動維持負担金	903,333	916,668	△ 13,335
7. 雑収益	1,964,260	1,822,006	142,254
(1) 受取利息	212	2,163	△ 1,951
(2) 広告料収益	805,000	760,000	45,000
(3) 雑収益	1,159,048	1,059,843	99,205
経常収益計	58,107,449	61,771,979	△ 3,664,530
(ii) 経常費用			
1. 事業費	52,086,392	57,430,288	△ 5,343,896
役員報酬	7,363,440	7,363,440	-
給料手当	8,190,292	8,177,104	13,188
退職給付費用	150,480	150,480	-
福利厚生費	2,414,472	2,264,989	149,483
会議費	8,692,288	9,237,526	△ 545,238
旅費交通費	2,540,941	1,559,936	981,005
通信運搬費	1,740,414	1,984,203	△ 243,789
減価償却費	752,130	752,130	-
消耗品費	1,884,999	2,539,762	△ 654,763
修繕費	235,752	342,818	△ 107,066
印刷製本費	2,955,504	3,117,639	△ 162,135
燃料費	108,905	108,146	759
光熱水料費	608,589	595,719	12,870
賃借料	2,389,692	2,500,424	△ 110,732
保険料	1,132,597	1,236,388	△ 103,791
諸謝金	780,027	1,238,467	△ 458,440
租税公課	768,724	772,607	△ 3,883
支払負担金	6,889,875	10,962,643	△ 4,072,768
委託費	2,095,311	2,135,306	△ 39,995
広告宣伝費	111,560	109,393	2,167
支払手数料	229,976	242,695	△ 12,719
雑費	50,424	38,473	11,951

2. 管理費	5,771,451	6,023,430	△ 251,979
役員報酬	196,560	196,560	-
給料手当	2,364,208	2,360,400	3,808
退職給付費用	29,520	29,520	-
福利厚生費	473,652	444,327	29,325
会議費	77,206	147,638	△ 70,432
旅費交通費	226,978	207,433	19,545
通信運搬費	372,953	398,795	△ 25,842
減価償却費	80,793	80,793	-
消耗品費	104,928	135,861	△ 30,933
修繕費	41,603	60,497	△ 18,894
印刷製本費	165,366	216,377	△ 51,011
燃料費	21,364	21,215	149
光熱水料費	107,398	105,126	2,272
賃借料	427,592	395,288	32,304
保険料	178,741	195,546	△ 19,805
租税公課	82,576	82,993	△ 417
支払負担金	417,819	480,911	△ 63,092
支払利息	7,893	6,057	1,836
委託費	253,660	260,718	△ 7,058
広告宣伝費	21,884	21,459	425
渉外慶弔費	85,000	137,400	△ 52,400
支払手数料	28,181	32,215	△ 4,034
雑費	5,576	3,301	2,275
経常費用計	57,857,843	63,453,718	△ 5,595,875
評価損益等調整前当期経常増減額	249,606	△ 1,681,739	1,931,345
評価損益等計			-
当期経常増減額	249,606	△ 1,681,739	1,931,345
ii. 経常外増減の部			
(i) 経常外収益			
経常外収益計	-	-	-
(ii) 経常外費用			
経常外費用計	375,000	513,100	△ 138,100
当期経常外増減額	△ 375,000	△ 513,100	138,100
税引前当期一般正味財産増減額	△ 125,394	△ 2,194,839	2,069,445
法人税、住民税及び消費税	73,400	76,500	△ 3,100
当期一般正味財産増減額	△ 198,794	△ 2,271,339	2,072,545
一般正味財産期首残高	51,499,974	53,771,313	△ 2,271,339
一般正味財産期末残高	51,301,180	51,499,974	△ 198,794
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	13,943,480	13,864,400	79,080
受取全法連助成金	13,943,480	13,864,400	79,080
一般正味財産への振替額	△ 13,943,480	△ 13,864,400	△ 79,080
一般正味財産への振替額	△ 13,943,480	△ 13,864,400	△ 79,080
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	-	-	-
指定正味財産期末残高	-	-	-
III 正味財産期末残高	51,301,180	51,499,974	△ 198,794



▲齊藤会長が議長となり議事進行



▲全ての議案が滞りなく承認されました



経理のキホン講座

6月27日(木) 参加者30名
会場: 法人会館研修室



経理処理の実務講座 (全4回)

7月4・11・18・25日(木)
参加者28名
会場: 法人会館研修室



◀講師:
東京税理士会大森支部
税理士 鈴木 一功 先生



女性部会 研修会

6月18日(火) 参加者19名
会場: 法人会館研修室
女性のためのマネーセミナー・経営者
と奥様のための事業承継



源泉部会 研修会

6月11日(火) 参加者15名
会場: 法人会館研修室
平成31年度 税制改正のポイント



▶講師: 大森税務署
中野 上席調査官 繁田 上席調査官

青年部会 ゴルフ大会

6月22日(土) 参加者9名
会場: オーク・ヒルズカントリークラブ



▲優勝者: 株佐藤 熔工 佐藤 啓一 氏



第九回 通常総会

6月6日(水) 参加者197名

会場:大森東急REIホテル

第九回通常総会が開催されました。第一部の通常総会では、全ての議案が満場一致で承認可決されました。第二部では、大森税務署宮崎署長より「私の財務省ものがたり」と題して御講話頂きました。第三部の交流会では、活発に異業種交流が行われ、会場は大いに盛り上がりました。



▲齊藤会長のあいさつ



▲大森税務署 宮崎署長



第八回 三部会連絡協議会

5月14日(火) 参加者61名

会場:大森東急REIホテル

今回は女性部会が運営を担当。第一部では「三部会連絡協議会」、第二部では「ふるさと納税について」と題して、大森税務署法人課税



▲講師:大森税務署 中野上席調査官

第1部門の中野上席調査官に御講演頂きました。税金クイズも行なわれ参加者の表情は真剣そのもの。第三部の交流会では、参加者同士の名刺交換が行われ、和やかな会となりました。今後も三部会で協力し会員増強と法人会の発展に寄与したいと思います。 <女性部会 山田 妙子>



▲左から佐藤青年部会長(新任)、山田女性部会長、木村源泉部会長



データ

令和元年6月末現在

管内法人数 **7,765社**

大森法人会員数 **1,617社**

環境広場

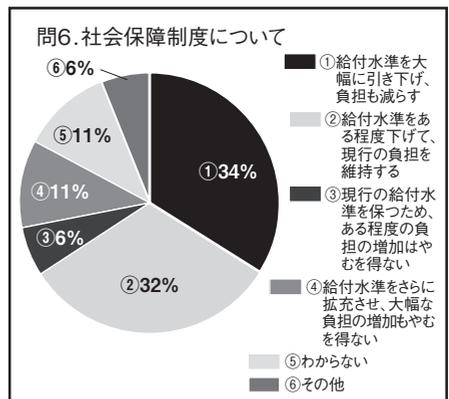
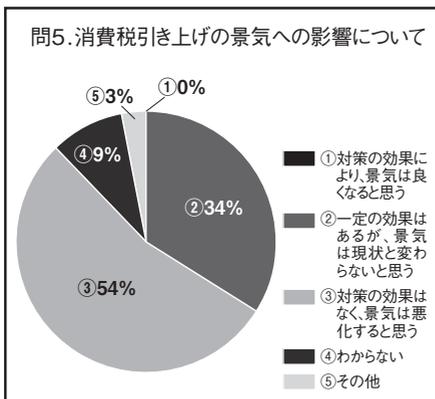
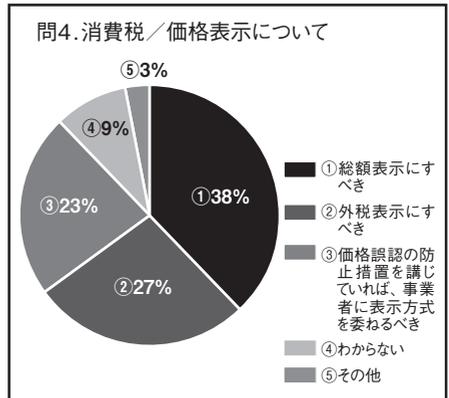
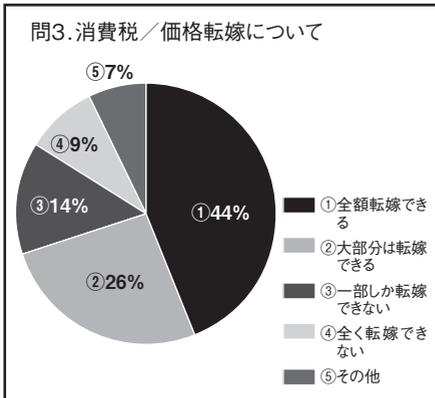
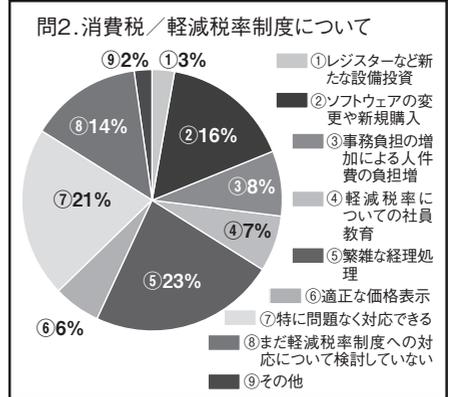
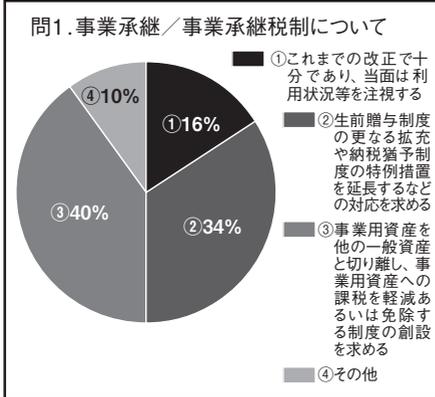
環境・省エネ活動の一環で法人会事務局のガス・電気代の昨年との比較を掲載しております。

	令和元年6月	平成30年6月	使用量差	昨年比
ガス代	27,670	9,460	18,210	292%
電気代	28,026	24,035	3,991	117%

【税制改正要望アンケート】

2020年度税制改正提案をまとめるにあたり、大森法人会会員の方々にアンケートを実施させて頂きました。(平成31年4月30日) 回答があった121件のアンケート結果は下記の通りです。

また、実施させて頂きましたアンケート調査結果は、全法連へ報告させて頂きました。ご協力ありがとうございました。
 ≪税制税務委員長 寺田 次朗≫





中国醸造株

戸河内三段峡貯蔵庫見学会

・日 時 平成31年3月19日(火) 10時
・メンバー 広報委員会メンバー、事務局計8名

今回、中国醸造株式会社「戸河内三段峡貯蔵庫第2トンネル」に見学に行ってきました。このトンネルは洋酒専用で、今年1月より稼働しております。全長400m有り、年間を通して気温15度程度をキープし、樽熟成の為、貯蔵しております。まだ1樽180ℓ、20本程度しか貯蔵されておりませんが、3年後には2、000本近くが貯蔵される予定です。

トンネル内に入ると甘いウイスキーの香りが漂っております。ウイスキーは最低3年以上貯蔵した商品を販売する予定で、将来、長期(12年以上貯蔵)商品開発も検討しております。
広報委員メンバーの皆様は、手で触ったウイスキー樽の原酒が3年後に商品化されることを楽しみにしておられました。

(広報委員 倉田良一)

公益社団法人 広島西南法人会
廿日市市桜尾二丁目二一六八 廿日市第二庁舎一階
TEL 〇八二九二〇一五二〇二



日本政策金融公庫大森支店国民生活事業からのお知らせ



あなたの“未来”応援します!

国の教育ローン

ご融資額 **350万円以内**
(お子さま1人あたり)

ご入学前の
まとまった費用
の準備が可能!

固定金利
長期返済が
可能!

40年以上の
取扱実績!

【ご相談・お問い合わせは】
教育ローンコールセンター



ハローコール
0570-008656
(または03-5321-8656)

受付時間

月～金曜日 / 9:00～21:00
土曜日 / 9:00～17:00

※日曜日、祝日、年末年始(12/31～1/3)は
ご利用いただけません。



日本政策金融公庫

詳しくはWebで!

国の教育ローン

11月

1日(金)	
2日(土)	★OTAふれあいフェスタ
3日(日)	🎉文化の日・★OTAふれあいフェスタ ↓
4日(月)	振替休日
5日(火)	
6日(水)	
7日(木)	★年末調整説明会 池上会館 ↓
8日(金)	★年末調整説明会 池上会館 ↓ 青年の集い 大分大会 14:00より iichiko総合文化センター
9日(土)	
10日(日)	
11日(月)	
12日(火)	正副会長会 11:00 法人会館研修室
13日(水)	
14日(木)	納税表彰式 池上朗峰会館
15日(金)	
16日(土)	第1支部施設見学会
17日(日)	第2支部・第5支部合同施設見学会
18日(月)	第2支部・第5支部合同施設見学会 ↓
19日(火)	
20日(水)	
21日(木)	
22日(金)	★事業承継セミナー 14:00~17:00
23日(土)	🎉勤労感謝の日
24日(日)	
25日(月)	
26日(火)	
27日(水)	
28日(木)	理事会 16:00 法人会館研修室
29日(金)	
30日(土)	
期限	11/11 源泉所得税(10月分)納税 ※ 9月決算法人の確定申告と納税 ※ 3月決算法人の中間申告と納税 ※ 社会保険料(10月分)納付 ※印の納付期限は12月2日まで



お出かけください。

★なるほど法人税講座【全3回】

9/3(火)・9/10(火)・9/18(水)

“法人税算定”に至る

基礎知識を身につけよう

会場:大森法人会館 研修室

★はじめての経理実務講座【全6回】

9/19(木)・9/26(木)・10/3(木)・

10/17(木)・10/24(木)・10/30(水)

わかりやすく解説します!!

会場:大森法人会館 研修室

★OTAふれあいフェスタ

11/2(土)・11/3(日)

「地域のふれあい」、「交流の輪」をテーマ
とした大田区の最大イベント

会場:平和島競艇場(税務六団体コーナー
にて税金クイズを実施)

◀ カレンダーの各
開催要領は当会
ホームページを
ご覧ください。



● 過日の参院選を怠けてしまつた。自分としては、長
続いた記録が途絶えた
訳だ。何かと忙しかった…

● 私は1960年代生まれ
です。昭和、平成、令和時
代の流れに生きています。
昭和時代は、日本の技術の
発展と高度成長の波にのり、
アメリカとの貿易摩擦のあ
つれきにも負けず世界一の
技術国、貿易国となり豊か
な時代の中を見ました。平
成時代は、バブル崩壊、I・T
リーマンショックなど経済
の冷え込みが起こり成長の
停滞の中で、デジタル情報
革命が起こり世界の動きが
大きく変わり、社会全体の
仕組みも日々変化し続けて
います。また、日本各地で
自然災害が起こり莫大な被
害になり大変な時代の中を
体感しました。さて、令和
時代を迎えてこれから世の
中がどのように変わってゆ
くのか楽しみでもあります。
(広報委員 中西 亮)

ジャーナル・ワン・デー

★印のイベントは一般の方も参加できます。詳しくは事務局03(3)7514484までご連絡ください。

9月	
1日(日)	防災の日
2日(月)	
3日(火)	★なるほど法人税講座① 16:00～18:30 法人会館研修室
4日(水)	
5日(木)	
6日(金)	役職者研修会並びに交流会 伊豆長岡京急ホテル
7日(土)	
8日(日)	
9日(月)	
10日(火)	★なるほど法人税講座② 16:00～18:30 法人会館研修室
11日(水)	★決算法人説明会 13:30～16:00 法人会館研修室
12日(木)	優良申告法人の会 第43回通常総会 17:00より 大森東急REIホテル
13日(金)	★軽減税率制度説明会 15:00～16:30 LUZ大森
14日(土)	
15日(日)	
16日(月)	🍁敬老の日
17日(火)	
18日(水)	★なるほど法人税講座③ 16:00～18:30 法人会館研修室
19日(木)	★はじめての経理実務講座① 14:00～16:30
20日(金)	
21日(土)	
22日(日)	
23日(月)	🍁秋分の日
24日(火)	
25日(水)	
26日(木)	★はじめての経理実務講座② 14:00～16:30
27日(金)	
28日(土)	
29日(日)	★大森まち活フェスティバル
30日(月)	
期限	9/10 源泉所得税(8月分)納税 9/30 7月決算法人の確定申告と納税 9/30 1月決算法人の中間申告と納税 9/30 社会保険料(8月分)納付期限

10月	
1日(火)	
2日(水)	★新設法人説明会 13:30～16:00 法人会館研修室
3日(木)	★はじめての経理実務講座③ 14:00～16:30 法人会全国大会 三重大会 14:00より 津市産業スポーツセンター
4日(金)	
5日(土)	
6日(日)	
7日(月)	
8日(火)	
9日(水)	★決算法人説明会 13:30～16:00 法人会館研修室
10日(木)	
11日(金)	池上本門寺お会式 ↓
12日(土)	池上本門寺お会式 ↓
13日(日)	池上本門寺お会式 ↓
14日(月)	🍁体育の日
15日(火)	
16日(水)	
17日(木)	★はじめての経理実務講座④ 14:00～16:30
18日(金)	
19日(土)	
20日(日)	
21日(月)	
22日(火)	
23日(水)	
24日(木)	★はじめての経理実務講座⑤ 14:00～16:30
25日(金)	
26日(土)	
27日(日)	大田区三法人会青年部会主催 O-TAX
28日(月)	
29日(火)	
30日(水)	★はじめての経理実務講座⑥ 14:00～16:30
31日(木)	
期限	10/10 源泉所得税(9月分)納税 10/31 8月決算法人の確定申告と納税 10/31 2月決算法人の中間申告と納税 10/31 社会保険料(9月分)納付

税金クイズの答え

体調が優れなかった…気がなぜか湧かない…会場が遠くて不便…言い訳はいくらでもある。いづれも必ずしも嘘ではない。しかし、翌日の新聞等の開票結果を見ても、後めたさと疎外感が拭えない。しばらくは憂鬱で楽しくない日が続きそう。大袈裟ではない。(広報委員 安野 貞治郎)

A ②中小法人の法人税率の、年間八百万円以下の所得金額に対する軽減税率十五%の適用期限が二年延長されました。
B ①多数の者への宣伝を意図して交付する少額物品については、交際費等に該当します。
C ①人の居住用の家屋の貸付けについては、原則として非課税取引に該当しますが、その貸付け期間が一月に満たない場合には、課税取引に該当します。
D ①いわゆるスポーツ新聞や業界紙であっても週一回以上発行される新聞で、定期購読契約に基づくものであれば、軽減税率の対象となります。

企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表 (3月31日点検分)

項目番号	点検担当者記入欄		点検担当者: 法人 太郎
	点検結果	改善方針	
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。	

○ 点検項目チェック表

科目等	点検項目	I 貸借関係 (資産科目)	
		9/31	3/31
借入金 小切手 受取手形	12 平手現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○
	13 現金(小切手による高額又は平定外(緊急)の受け取り)は、その理由が明らかになっていますか。	○	○
	14 現金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○
	15 受取手形の譲渡と種別簿(受取手形記入簿)は定期的に照合されていますか。	○	○
売掛金 未収金	16 種別簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかになっていますか。	○	○
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかになっていますか。	○	×
	19 入金条件(決済日、決済手段)に変更があるものについては、その理由が明らかになっていますか。	○	○

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

公益社団法人 大森法人会

電話番号 03-3751-4484

URL等 <http://www.tohoren.or.jp/oomori>

従業員の退職金準備は

特退共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

○この制度は大同生命と提携した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
 ○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更される場合があります。
 ○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づいたものであり、今後税務の取扱いが変更される可能性もあり、将来を保障するものではありません。
 ○ご加入にあたっては、必ず所定の「公 益 社 団 法 人 東 法 連 特 定 退 職 金 共 済 会」にご確認ください。
※0-29-19-5 (平成29年10月24日) P0905

公益社団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所定税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

資料請求・お問い合わせは **TKK** 財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
 TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaijiko.or.jp/>